

令和3年8月

飯田市議会第3回定例会

新旧対照表

議案第70号 飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

議案第71号 飯田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

## 飯田市手数料条例の一部を改正する条例

## 第1条関係 飯田市手数料条例新旧対照表（最終 令和3年3月25日飯田市条例第2号）

改正後（案）	現行
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（備考）</p> <p><u>1</u> 地方税法第20条の10の規定による納税証明書の交付の件数の計算については、市長が規則で定める。</p> <p><u>2</u> （略）</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>（備考） （略）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>（備考）</p> <p><u>1</u> （略）</p> <p><u>2</u> （略）</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>（備考） （略）</p>

## 【別記1】

改正後（案）

事務の種類	単位	金額
(略)		
住民票（住民基本台帳法第6条の規定により飯田市長が調製するものをいう。）が調製されていないことに関する証明書の交付	1枚	300円
(略)		
<u>地方税法第20条の10の規定による納税証明書（市税完納に関する証明書又は滞納処分を受けたことがないことの証明書を含み、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書を除く。）の交付</u>	1件	300円
(略)		
個人の新築又は取得をした家屋が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する家屋に該当するものであることについての証明書の交付	1枚	1,300円
市民税に関する課税資料の閲覧又は写しの交付	1枚	300円
<u>地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧並びに同法第387条の規定による土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧</u>	1回	300円
<u>前項の固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの交付</u>	1名義	300円
(略)		
地籍図の写しの交付	A0版1枚	600円
	A3版1枚	300円

航空写真の写しの交付	A0版1枚	1,500円
	A3版1枚	500円
地籍図及び航空写真の写しの重ね図の交付	A0版1枚	2,100円
	A3版1枚	800円
(略)		

現行

事務の種類	単位	金額
(略)		
住民票（住民基本台帳法第6条の規定により飯田市長が調製するものをいう。）が調製されていないことに関する証明書の交付	1枚	300円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（天災その他の本人の責めによらない場合、追記領域の余白がなくなった場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。）	1枚	800円
(略)		
地方税法第20条の10の規定による納税証明書（道路運送車両法第97条の2に規定する証明書を除く。）の交付	1税目	300円
市税完納に関する証明書の交付	1枚	300円
(略)		
車庫証明に用いる土地に関する証明書の交付	1枚	300円

個人の新築又は取得をした家屋が、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する家屋に該当するものであることについての証明書の交付	1枚	1,300円
市民税に関する課税資料の閲覧又は写しの交付	1枚	300円
地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧	1回	300円
飯田市税条例第54条に規定する固定資産課税台帳の写しの交付	1名義	300円
(略)		
地籍図の写しの交付	A0版1枚	600円
	A3版1枚	300円
(略)		

【別記2】

改正後（案）

区分	単位	金額
(略)		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)	

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合</p>		<p>1件</p>	<p>17,000円</p>	
<p>第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>上記区分以外の場合</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物において国土交通大臣が定める方法（以下「モデル建物法」という。）により計算した場合</p>	<p>1件</p>	<p>109,000円。ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途（以下「工場等」という。）の場合にあつては、27,000円とする。</p>	
		<p>上記区分以外の場合</p>	<p>1件</p>	<p>280,000円。ただし、工場等の場合にあつては、31,000円とする。</p>	
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物の同法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増加する部分の床面積（以下「他の建築物の非住宅部分増加床面積」という。）がない場合</p>	<p>1件</p>	<p>9,000円</p>	
		<p>他の建築物の非住宅部分増加床面積がある場合</p>	<p>1件</p>	<p>19,000円</p>	
<p></p>	<p>上記区分以外の場合</p>	<p>モデル建物法により計算した場合</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11</p>	<p>1件</p>	<p>57,000円。ただし、工場等の場合にあつて</p>

		<u>条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増加する部分の床面積（以下「非住宅部分増加床面積」という。）がない場合</u>		<u>は、14,000円とする。</u>
		<u>非住宅部分増加床面積がある場合</u>	<u>1件</u>	<u>143,000円。ただし、工場等の場合にあつては、33,000円とする。</u>
	<u>上記区分以外の場合</u>	<u>非住宅部分増加床面積がない場合</u>	<u>1件</u>	<u>141,000円。ただし、工場等の場合にあつては、16,000円とする。</u>
		<u>非住宅部分増加床面積がある場合</u>	<u>1件</u>	<u>365,000円。ただし、工場等の場合にあつては、39,000円とする。</u>
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付</u>			<u>1件</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項</u>

					の規定による変更の 建築物エネルギー消 費性能適合性判定の 部に定める区分に応 じ、それぞれに定める 額
建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律第34条第1項の規 定による建築物エネル ギー消費性能向上計画 の認定の申請に対する 審査	(略)				
	上記区分以外の場合	(略)			
		モデル建物法により 計算した場合	床面積の合計が300平方メー トル未満のもの	1件	86,000円
			床面積の合計が300平方メー トル以上500平方メートル以 下のもの	1件	109,000円
(略)					
(略)					
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律第41条第1 項の規定による建築	建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律第2条第3 号に規定する建築物	一戸建ての住宅		1件	5,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メー トル未満のもの	1件	10,000円
			床面積の合計が300平方メー	1件	21,000円



物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能基準に適合すると市長が認めた場合		トル以上500平方メートル以下のもの		
		非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	17,000円
	(略)				
(略)					

現行

区分		単位	金額	
(略)				
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(略)			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(略)			
	上記区分以外の場合	(略)		
	<u>非住宅で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</u> (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「 <u>基準省令</u> 」という。)第1条第1項第1号ロに規定する <u>一次エネルギー消費量モデル</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	86,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	109,000円	

		建築物において国土交通大臣が定める方法（以下「モデル建物法」という。）により計算した場合			
(略)					
(略)					
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	当該計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると市長が認めた場合	一戸建ての住宅		1件	5,000円
		共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	21,000円
		非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以下のもの	1件	17,000円
(略)					
(略)					

## 飯田市手数料条例の一部を改正する条例

## 第2条関係 飯田市手数料条例新旧対照表（最終 令和3年3月25日飯田市条例第2号）

改正後（案）	現行
別表第1（第2条関係） 【別記 参照】 （備考）（略）	別表第1（第2条関係） 【別記 参照】 （備考）（略）

## 【別記】

改正後（案）

事務の種類	単位	金額
(略)		
地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧並びに同法第387条の規定による土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧	1回	300円
前項の固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの交付	1名義	300円
地籍図（飯田市税条例第73条に定めるものをいう。以下同じ。）の閲覧	1回	300円
地籍図の写しの交付	A0版1枚	600円
	A3版1枚	300円
<u>土地台帳に登録された情報を登載した地籍図の写しの交付</u>	<u>A3版1枚</u>	<u>600円</u>
航空写真の写しの交付	A0版1枚	1,500円
	A3版1枚	500円
地籍図及び航空写真の写しの重ね図の交付	A0版1枚	2,100円
	A3版1枚	800円
<u>その他市税に関する書類の閲覧又は写しの交付</u>	<u>1枚</u>	<u>300円</u>
(略)		

現行

事務の種類	単位	金額
(略)		
<u>市民税に関する課税資料の閲覧又は写しの交付</u>	1枚	300円
地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧並びに同法第387条の規定による土地名寄帳及び家屋名寄帳の閲覧	1回	300円
前項の固定資産課税台帳、土地名寄帳及び家屋名寄帳の写しの交付	1名義	300円
<u>土地台帳の写しの交付</u>	1枚	300円
<u>飯田市税条例第87条第1項に規定する軽自動車税に関する申告書の閲覧又は写しの交付</u>	1枚	300円
地籍図（飯田市税条例第73条に定めるものをいう。以下同じ。）の閲覧	1回	300円
地籍図の写しの交付	A0版1枚	600円
	A3版1枚	300円
航空写真の写しの交付	A0版1枚	1,500円
	A3版1枚	500円
地籍図及び航空写真の写しの重ね図の交付	A0版1枚	2,100円
	A3版1枚	800円
(略)		

## 飯田市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（最終 令和元年12月26日飯田市条例第45号）

改正後（案）	現行
<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 水道事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 給水人口 <u>97,900人</u></p> <p>（4） 1日最大給水量 <u>35,000立方メートル</u></p> <p>3 簡易水道事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 給水人口 <u>1,700人</u></p> <p>（4） 1日最大給水量 <u>1,460立方メートル</u></p>	<p>（経営の基本）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 水道事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 給水人口 <u>104,400人</u></p> <p>（4） 1日最大給水量 <u>44,400立方メートル</u></p> <p>3 簡易水道事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 給水人口 <u>2,070人</u></p> <p>（4） 1日最大給水量 <u>1,220立方メートル</u></p>